

# 川越市政だより

## 合併特集号

発行所 川越市役所  
印刷所 三三四堂印刷株式会社

### 大川越市発足にあたり

#### 市民各位へ

川越市長 伊藤 泰吉



大川越市は隣接芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、山田、名細、霞ヶ関の九ヶ村を合併し、本四月一日より新生大川越市として、発足いたします。

川越市は隣接芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、山田、名細、霞ヶ関の九ヶ村を合併し、本四月一日より新生大川越市として、発足いたします。

大川越市は隣接芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、山田、名細、霞ヶ関の九ヶ村を合併し、本四月一日より新生大川越市として、発足いたします。

### 御祝いの言葉

川越市議会議長 西川 卯八

時宛も万物生成の陽春春上ないことであり、ことに光輝溢れるこの四月一日を本市代表として一言祝辞を申し上げることを、併せて光輝に存するもの、心から光輝に存するもの、願みれば昭和廿八年九月一日法律第二五八号をもつて公布され、同年十月一日



商業、工業、教育、土木、衛生等全体的立場から有機的な調整を加え、地域社会としての統一的位置づけに、全力を注ぐ事に、緊要第一に存じます。

### 合併発足に際して

元 芳野村長 金子 武兵衛  
元 中部行政支会長  
春風台風の好期に当り歴史的大なる合併により待望の大川越市の発足を見るに至り、誠に御慶びに堪えないことと存じます。

### 一市九ヶ村合併に伴う 協定事項と建設計画

川越市と八ヶ村、川越市と大東村は夫々別箇に協定事項と建設計画を定め、その内容に於ては全く一致はありませぬ。

### 協定事項

- 一、新市発足の日は昭和三十年四月一日とする。
- 二、議会について
- 三、職員は昭和三十年四月分及び五月分は暫定予算とし市村に於ては暫定予算と協定して、それら協定し合併後新市の暫定予算として編成するものとする。
- 四、本予算については新議員により審議するものとする。
- 五、選挙区は小選挙区制を採用し、議員数は人口比に依る。
- 六、職員の身分取扱いに關するものとする。
- 七、一般職は促進法第二十条に基きそのまゝ、新市に引きつづく。
- 八、特別職(三役)については原則としてその職任期間前号に準じて考慮するものとする。
- 九、支所設置の際の人員配置は当該村の職員を以て當る。
- 十、給与については県人事委員会の審査により公平適正を期する。
- 十一、恩給については旧村の職員は県の恩給組合に加入して居るのでそのまゝ継続するより事務局に於て研究の上善処する。
- 十二、税に關すること
- 十三、均一課税とする。固定資産税については当分の間川越市と同一基準による再評価は行わぬ。
- 十四、家屋の新増築に伴う新たな評価は附近の状況を以てし、軽くして村側補助員の意見を聞いて評価を行ふ。
- 十五、借納については極力整理し、一切を新市に引きつづく。
- 十六、未払債務については促進法第二十二條によつて整理する。
- 十七、教育委員会について
- 十八、各村より一名宛の教育委員が参加する。
- 十九、但し教育委員会委員の在り方については川教委と中部ブロック各教委と協議して定むるものとする。
- 二十、農業委員会について
- 二十一、川越及び川越西部農業委員会は川越ブロック市村合併前に合併を完了し、かかる後「町村合併促進法九條の三」を適用して村側委員を編入する。
- 二十二、右による農業委員の振合は次の通りとする。
- 二十三、選挙による委員
- 二十四、川越市 十四名
- 二十五、推薦による委員
- 二十六、計 十五名
- 二十七、村側各村二名としその内、職は次の通りとする。
- 二十八、村側公選委員 十五名
- 二十九、推薦による委員 三名
- 三十、計 十八名
- 三十一、国民健康保険に關すること
- 三十二、国民健康保険に關すること
- 三十三、国民健康保険に關すること
- 三十四、国民健康保険に關すること
- 三十五、国民健康保険に關すること
- 三十六、国民健康保険に關すること
- 三十七、国民健康保険に關すること
- 三十八、国民健康保険に關すること
- 三十九、国民健康保険に關すること
- 四十、国民健康保険に關すること

### 市村合併による各支所における農業委員会関係の所掌事務について

四月一日より市村合併による大川越市が発足致しました。

### 記

- (一) 農地の売買、賃貸借、解除、解約等権利の移動統制等に関する申請書の受理は、いままでどおり各支所で取扱います。
- (二) 農地を宅地にするような場合(転用)も(一)と同様各支所で取扱います。
- (三) 小作契約の文書他(一)の申請と同時に支所で取扱います。
- (四) 国所有農地の貸付料の支払
- (五) 融資による年賦金の支払
- (六) 農地改革によつて買受けた土地を他へ売つた場合に政府へ払込む差額金の支払
- (七) 農地の荒蕪代金の支払
- (八) 右(四)(五)については各支所に払込み出ます。
- (九) その他毎年八月一日現在申告する小作地等の所有状況調査、十二月一日現在における農業委員会委員の選挙人名簿の登録申請等については支所で書類を受理致します。
- (十) 尚本庁からの通達の周知等

# 新市建設計画

## 川越市

### 一、新市名

- 1 川越市

### 二、新市建設の基本方針

合併の本旨に基き共存共榮の立場に立つて共に手を携えて新しい郷土を建設し、消費的経費の節減と総合的な力を以て東京府の衛生都市としての発展を図り主として次の方針に基いて住民の福祉増進を期する。

(1)強力なる自治体の育成 (2)教育文化の向上

### 三、市役所支所又は出張所の統合整備に関する事項

住民の便宜を考慮し支所を旧川越村毎に設ける。

#### 1 役所の位置 現在の市役所

2 役所建物の増改築の方針

将来増築する、新築の場合は交通上を考慮する。

#### 3 支所出張所の位置

旧各村役場を支所とする。

#### 4 支所増改築の方針

老朽度合に応じ修理又は改築する。

#### 5 支所で行う事務

イ 戸籍及び住民登録に関する事務

ロ 配給に関する事務

ハ 簡易なる証明事務

ニ 市税その他の収納に関する事務

ホ 簡易な農業委員会に関する事務

ヘ 簡易な国民健康保険事務

ト 簡易な福祉事務

チ その他市長の委任した事務

ク その他庁舎の転用方針等

コ その他併用する。

### 四、小学校中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

小学校は現在そのまま使用し主として教育基本法に基く内容の整備充実を図る。

中学校は生徒数、地域等を考慮して増改築する。

高等学校については適宜な地に移築し、なお文化施設の統合整備については、特に地方文化の向上を図るため、公民館並に図書館を整備充実し、農村文化都市にふさわしい施設を拡充する。

#### 1 小学校の位置

川越才一小学校 郭 町 二五七番地

川越才二小学校 郭 町 二八三番地

川越才三小学校 中原町一、四六六番地  
川越才四小学校 大仙波町 一二五番地  
川越才五小学校 小室町 四六三番地

芳野小学校 大字鴨田三三一番地

古谷小学校 大字古谷上四二七〇番地

南古谷小学校 大字今泉 二〇四番地

高階小学校 大字砂新田 五八番地

福原小学校 大字今福 五〇八番地

大東東小学校 大字豊田本 一、六二番地

大東西小学校 大字山城 三二五番地

山田小学校 大字山田 一六八番地

名細南小学校 大字鯉井 一、五六〇番地

名細北小学校 大字小堤 六六二番地

名細分小学校 大字下小坂 六四五番地

霞ヶ関小学校 大字笠幡 一七七番地

#### 2 小学校々々の増改築の方針

小学校は実情に応じて内容の整備、充実をはかりまた必要に応じて増改築を行う。

#### 3 小学校の学区 従前の通り

4 中学校の学区 従前の通り

川越才一中学校 大仙波町 一三三番地

川越初雁中学校 郭 町 四四番地

川越富士見中学校 野 田 町 三三五番地

川越城南中学校 新 宿 町 五番地

芳野中学校 大字石田本郷 七三〇番地

古谷中学校 大字古谷上五、四六四番地

南古谷中学校 大字今泉 二四〇番地

高階中学校 大字藤間 一〇番地

福原中学校 大字今福 五二二番地

大東中学校 大字藤間 五三七番地

山田中学校 大字山田 七〇〇番地

名細中学校 大字小堤 一四番地

名細小学校 大字笠幡 七二番地

#### 5 中学校々々の増改築の方針

中学校は現在そのまま使用し 必要に応じて増改築を行い逐次理想的教育の実現をはかる。

#### 6 中学校の学区 従前の通り

7 小学校々々の転用の方針 該当なし

8 高等学校の位置 該当なし

川越商業高等学校 郭 町 二〇七番地

川越商業高等学校女子部 郭 町 二五七番地

9 高等学校々々の増改築の方針

現在の川越商業高等学校を適宜な地に移築する。

10 その他の学校の統合整備に関する事項

該当なし

11 公民館の統合整備に関する事項

各地区に公民館を置き川越市中央公民館において

#### 連絡調整事務を行う。

12 図書館の統合整備に関する事項

川越図書館を本館とし、各地区に図書館分室を置き整備充実をはかる。

13 幼稚園の統合整備に関する事項

実情に応じて設置する。

### 五、消防施設の統合整備に関する事項

適宜な地に消防分署を設置し併せて機動力を整備し逐次組織を簡素化する。

#### 1 消防器具の統合整備に関する事項

各地区とも機械、器具を整備し貯水槽その他水利施設の増設をはかる。

#### 2 消防団の統合整備に関する事項

連合組織とし最も能率的な運営をはかる。

### 六、病院診療所隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

住民の保健、衛生については特に留意し、施策の強化と衛生施設の拡充整備をはかる。

#### 1 病院の統合整備に関する事項

将来綜合病院を新設する。

#### 2 診療所の統合整備に関する事項

実情を考慮し、既設診療所を強化すると共に各地区に診療所を新設する。

#### 3 隔離病舎の統合整備に関する事項

将来市営隔離病舎を新設する。

#### 4 墓地火葬場じんがい処理場その他衛生施設の統合整備に関する事項

市営火葬場を拡張し、市営葬儀場を増加する。

旧市部、旧村部を通じての糞尿処理の施策を講ずる

じんがい処理事業の合理化を行う。

### 七、授産施設、保育所その他厚生施設の統合、整備に関する事項

社会福祉事業の充実、農村労力の負担軽減のため左の事項を行う。

#### 1 授産施設の統合整備に関する事項

授産設備の拡充をはかる。

#### 2 保育所の統合整備に関する事項

保育施設の整備拡充をはかり各地区に短期托児所を新設する。

#### 3 公営住宅公園運動場その他厚生施設の統合整備に関する事項

公営住宅、総合グラウンド、公会堂、市営プール、児童遊園地等の増設をはかる。

### 八、道路、橋、その他の土木施設の整備に関する事項

交通の便は住民福祉の向上に影響大なるを考慮しかん状線及び幹線道路を新設すると共に 既存道路についての全面的改修を実施する。

#### 1 道路の整備に関する事項

かん状線道路の新設、幹線道路の新設、既存道路の改修を実施する。

#### 2 橋梁の整備に関する事項

12 により整備する。

3 その他の土木施設の整備に関する事項

必要の地区に下水工事を行う。

4 その他の土木施設に関する事項 なし

### 九、開田、開畑、かんがい排水施設の整備その他土地改良に関する事項

食糧増産対策として耕地のかんがい排水工事その他の事業を施行し生産拡充に資する。

#### 1 開田、開畑に関する事項

旧堤及び旧河川敷の掘下げをうけて開田、開畑を行い食糧の増産をはかる。

#### 2 かんがい排水に関する事項 なし

3 かんがい排水に関する事項

実情に即して整備充実すると共に 必要な地域については畑地かんがいを奨励助長する。

### 十、土地改良に関する事項

食糧増産の対策として必要に応じて土地改良を行う

水道事業その他公営企業に関する事項

水道事業の普及及び拡充をはかる。

### 10 その他の建設事業に関する事項

国鉄複線化、中央駅設置(三線合同)

大工場の誘致促進、大学の誘致、東上線及び西武線復線延長、電話一本化、郵便集配区域の統一、杜線バス路線の新設増産をはかる。

13、本年度及び爾後五カ年の年度別財政計画別紙の通り

14、その他 一 従前の通りとする。

1 青年団の統合に関する事項

2 婦人会の統合に関する事項

12 一 従前の通りとする。

3 農業協同組合その他の協同組合の統合に関する事項 従前の通りとする。

4 その他 なし

## 財政五ヶ年計画について

財政五ヶ年計画は合併による新市建設計画の財源措置を以て新市として発足後五ヶ年の財政計画をしたものであります。

一、歳入について

(イ)市税については現在(昭和二十九年度)の川越市の税率により現行法を適用し各村の収入額を算定したものの合計額であります。

(ロ)其の他の収入面についても同様現行法に基いて昭和三十年度以降を算定し計上したものであります。(別紙歳入欄参照)

二、歳出について

昭和二十九年度の各都市の予算中消費的経費を分析しその数字を基準として昭和三十年年度以降の消費的経費(自治体を運営して行く上においてかかればかかるべき通常の経費で生活費の様なもの)を算定し歳入からこの消費的経費を差引いて残りが投資的経費(道路を改修するとか橋梁を改修

するとか消防の貯水槽、市営住宅を造るとか学校を新築する様な臨時的な経費)になつて居るのであります。

この投資的経費の中には合併によつて節減出来る一、二百万円程度の数字も含まれて居ります。

消費的経費と投資的経費を合わせた数字が歳出の計であります。

(別紙歳出欄参照)

以上が財政五ヶ年計画の概要でありまして歳出の各年度の予算中には各年度別旧市村として実施したい事業が盛り込まれて居ります。

尚各年度別に盛り込まれて居る事業計画は旧市村の財政力に応じて計上されて居ります。



各支所の所在と所管区域

Table with columns: 名称, 位置, 所管区域. Lists various branches like 川越市役所, 古谷支所, etc., and their respective areas.

昭和30年度以後五ヶ年の財政計画

(一市九ヶ村)

Table showing financial plan from 昭和30年度 to 昭和34年度. Columns include 歳入 (Revenue) and 歳出 (Expenditure) with sub-items like 税 (Tax), 地方交付金 (Local Allocation), etc.

Table showing financial plan from 昭和30年度 to 昭和34年度. Columns include 歳入 (Revenue) and 歳出 (Expenditure) with sub-items like 議会費 (Assembly Fee), 市役所費 (Municipal Office Fee), etc.

農業委員会の職員

川越市農業委員会の事務局の職員は別項の通り十二名ですが、農村部の御便宜のためにその外各支所の職員一名に農業委員会の事務を嘱託することになりました。



人 口

Table comparing current population (現在) and projected population for 昭和25年 (昭和調査人口). Lists various branches and their respective populations.

川越市役所各課所掌事務

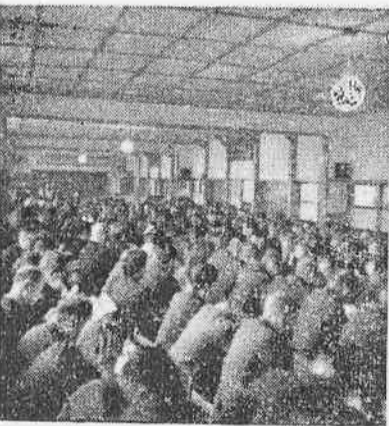
- List of tasks for various departments: 総務課 (General Affairs), 会計課 (Accounting), 戸籍課 (Household Register), 民生課 (Welfare), 衛生課 (Health), 土木課 (Civil Engineering), 農務課 (Agriculture).

新しい市の職員の定員数

- List of new staff positions and their numbers: 三月十七日招集の市議会 (March 17th City Council), 監察委員 (Supervisors), 校長 (Principals), 事務職員 (Administrative Staff), etc.

支所における所掌事務

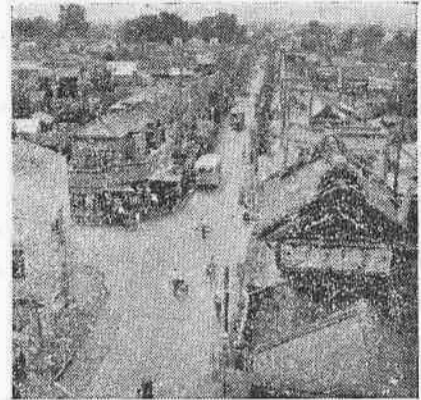
- List of tasks for branches: 一、公印及び職印の管守 (Seal Management), 二、支所職員の服務 (Staff Service), 三、文書の收受 (Document Reception), etc.



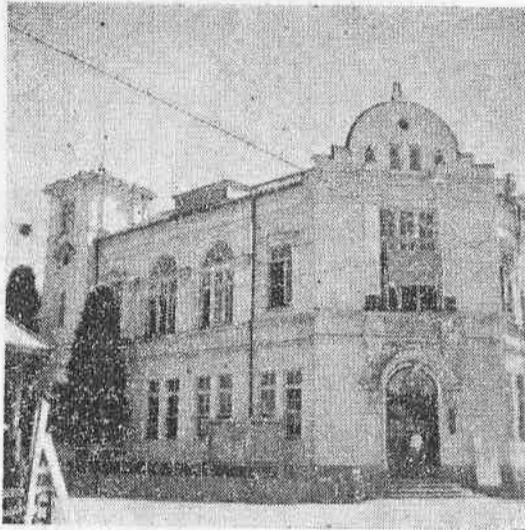
一月二十三日初雁中学校に於ける市村議員總會

# のびゆく大川越市

この合併によつて大川越市の人口十万三千余、面積は百十平方町となり、人口は県下才四位、面積は県下各市中才一位となります。



(芳野支所)

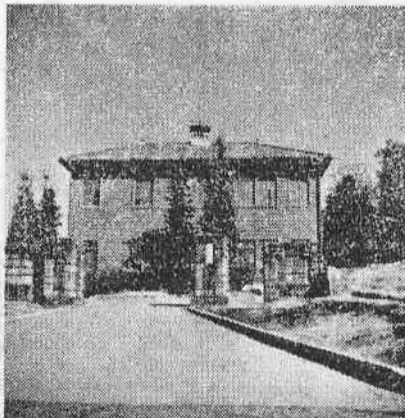


(川越市役所)

協定に基いて市役所が本庁となり、各村役場に支所を置くことになりました。支所の人員は支所長以下十人乃至十一人、その外国関係の職員一名、税金の賦課がすむまで税務の職員二名が駐在します。合併によつて農村部の方々が迷惑をされないように考慮された人員配置です。



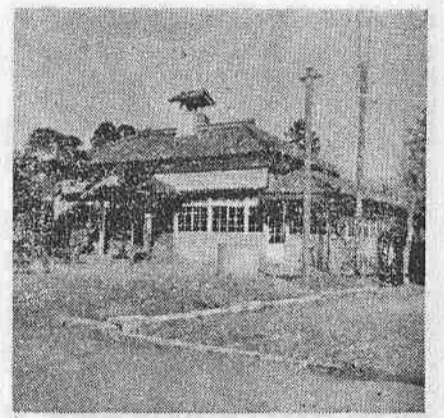
(福原支所)



(高階支所)



(南古谷支所)



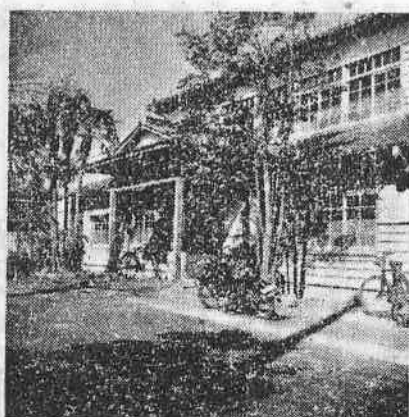
(古谷支所)



(纒ヶ関支所)



(名細支所)



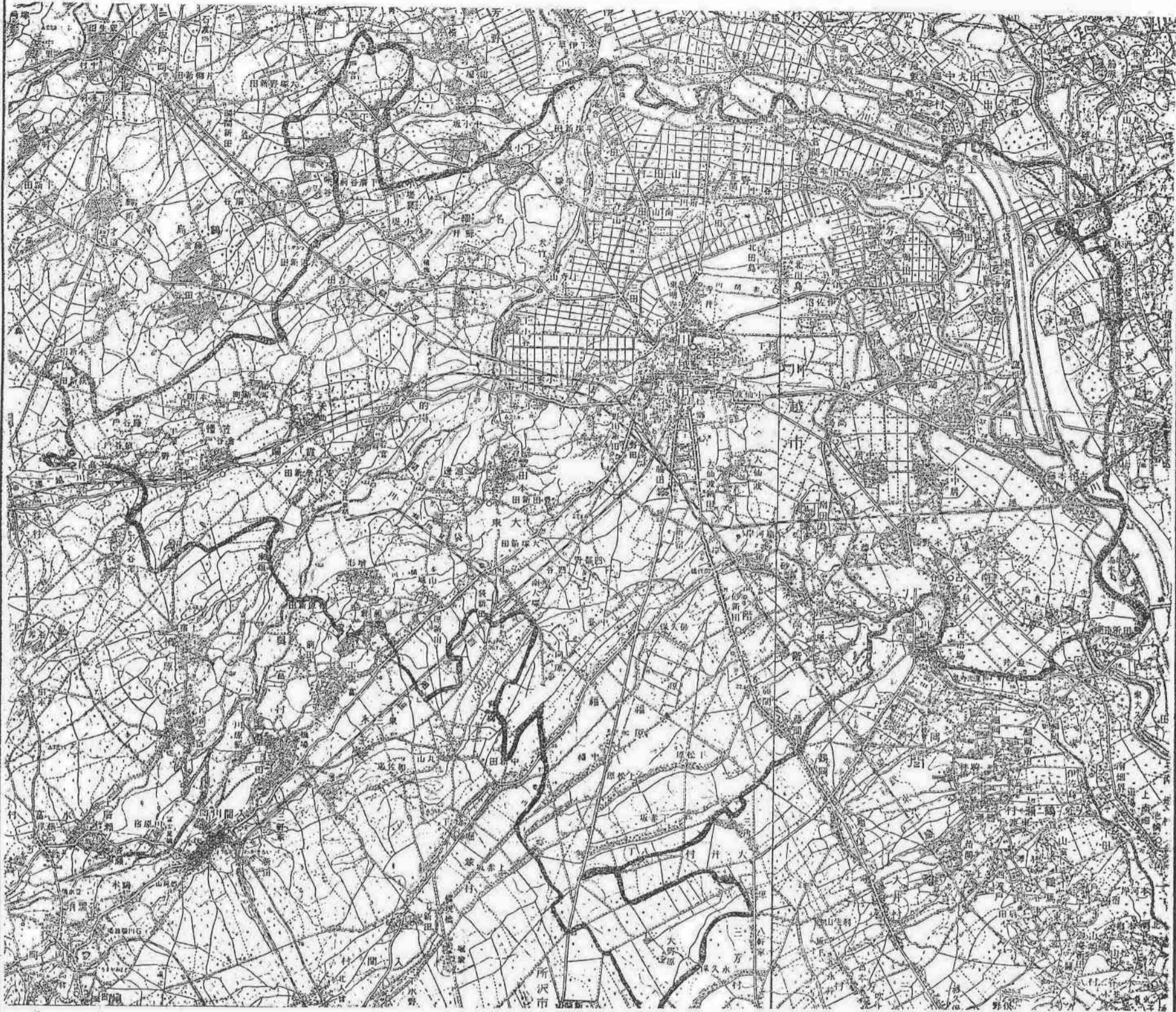
(山田支所)



(大東支所)



# 川越市略図



## 新川越市周辺図



### 「市政だより」について

川越市政だよりは毎月編る御関心のためにも是非よ  
さんして市民皆さんのお手  
もとにお送りして居ります  
民主々競はガラス張りの中  
での政治でなければならま  
せん。

この意味から川越市では  
市政と市民も結びつける機  
関誌として「川越市政だよ  
り」を刊行して毎号各戸に  
配付しているわけです。

今後は新市域の市民各位  
にもお送りすることになり  
ますが、市民の市政に関す

編り上の御不満、内容  
についての注文は勿論市政  
に対する御疑問、御意見等  
がありましたらどしどしお  
寄せ下さい。

なお本号は合併記念特しう  
号として直接合併に関連し  
た諸事項を特しういたしま  
した。

大川越市発展の基礎として  
うか永久に御保存下さるよ  
うにお願いたします。

